

豊橋市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第19条）
- 第2章 移動支援事業（第20条―第26条）
- 第3章 日中一時支援事業（第27条―第32条）
- 第4章 訪問入浴サービス事業（第33条―第38条）
- 第5章 雑則（第39条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の移動支援事業並びに同条第3項に基づく日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業（以下「給付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）障害者 法第4条第1項に規定される「障害者」をいう。
- （2）障害児 法第4条第2項に規定される「障害児」をいう。
- （3）障害者等 「障害者」及び「障害児」をいう。
- （4）保護者 法第4条第3項に規定される「保護者」をいう。

（利用対象者）

第3条 給付事業を利用できる者は、豊橋市が援護の実施者となっている障害者等で、市長が事業の利用を必要と認めた者とする。

（給付費の申請及び決定）

第4条 給付事業に係る費用（以下「給付費」という。）の支給の申請は、豊橋市地域生活支援事業給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1）によるものとする。ただし、市町村民税の賦課期日に本市以外の市町村に住所を有していた者における給付費の支給の申請は豊橋市地域生活支援事業給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1-1）によるものとする。

2 市長は、前項の申請に係る支給等の決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「支給

決定障害者等」という。)に、豊橋市地域生活支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第2)(以下、「決定通知書」という。)により通知し、地域生活支援事業受給者証(様式第3)を交付するものとする。

3 訪問入浴サービス事業の初回の申請については第1項の申請書に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 医師の診断書(様式第4)

(2) 誓約書(様式第5)

4 市長は、第1項の申請を却下したときは、却下決定通知書(様式第6)により当該決定を受けた者に通知するものとする。

(支給決定の変更)

第5条 前条第2項の決定に係る変更の申請は、豊橋市地域生活支援事業給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第7)によるものとする。

2 市長は、前項の申請に係る変更を決定したときは、豊橋市地域生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第8)により、当該申請の却下を決定したときは、変更却下決定通知書(様式第9)により当該決定を受けた者にそれぞれ通知するものとする。

(支給決定の有効期間)

第6条 支給決定の有効期間は、決定日から18か月以内の期間とする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、支給決定障害者等が、当該サービスを受ける必要がなくなったとき、又は支給決定の有効期間内に当該市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったときは、支給決定の取消しをし、豊橋市地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第10)により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 支給決定障害者等が氏名、住居地を変更したときの届出は、氏名・居住地等変更届(様式第11)によるものとする。

(受給者証の再交付)

第9条 第4条第2項に規定する受給者証を破損し、汚損し、又は失った支給決定障害者等からの支給決定の有効期間内において受給者証の再交付の申請は、豊橋市地域生活支援事業受給者証再交付申請書(様式第12)によるものとする。

(支給決定障害者等の負担金)

第10条 支給決定障害者等は、その負担能力に応じて、給付費の一割に相当する額（1円未満切り捨て）を負担しなければならない。ただし、日中一時支援のサービス提供に係る費用のうち、身体介護・重心・医療的ケア加算分については支給決定障害者等の負担は要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給決定障害者等が負担しなければならない額の月額の上限（以下「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）次号に掲げる者以外の者 37,200 円

（2）市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）が当該給付事業の支給決定のあった月（以下「支給決定月」という）の属する年度（支給決定月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等をいう。）又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が支給決定月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 0 円

3 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス受給者の負担上限月額については、当該障害福祉サービスの負担上限額を超えないものとする。

4 支給決定障害者等は第2項の負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類等を提出しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合は、省略できる。

（負担上限月額の特例）

第11条 支給決定障害者等が第10条第2項に規定する負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類を提出しないときは、負担上限額を 37,200 円とする。

（上限管理票）

第12条 第10条第2項及び前条に規定する負担上限月額の管理は、支給決定障害者等が給付事業を施行する事業者（以下「事業者」という。）に豊橋市地域生活支援事業利用者負担額管理票（様式第13）を提出し、第10条第1項に規定する額を記入させることにより行うものとする。

（事業者の指定）

第13条 給付事業は、市の指定した事業者が行うものとし、事業者の指定は、給付事業の種類及び給付事業を行う事業所ごとに行うものとする。

2 前項の指定の申請は、指定申請書（様式第14）により行うものとする。

3 市長は、前項の申請について、別に定める指定基準を満たしていると判断したときは、指定通知書（様式第15）により通知するものとする。

（変更の届出等）

第14条 第13条第3項の規定により指定の通知を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、当該指定に係る事業所の名称等届出事項に変更があったときは、変更届出書（様式第16）により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては、廃止・休止・再開届出書（様式第17）によりそれぞれ行わなければならない。

（指導監査及び調査）

第15条 市長は、給付事業の支給に関して必要と認めるときは、指定事業者又は指定事業所の従業者その他給付事業を担当する者（以下「従業者等」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、質問し又は照会することができる。

2 指定事業者は、市長が行う指導監査又は支給決定障害者等、その家族その他の者からの苦情、通報等に基づき随時に行う調査に協力するとともに、指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 前項の指導監査又は調査を行うときは、本市の職員は、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（指定の取消し等）

第16条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付事業の事業者の指定を取り消すことができる。

（1） 指定基準を満たさなくなったとき。

（2） 適正な給付事業を継続的に運営することができなくなったとき。

（3） 第18条に規定する代理受領にかかる給付費の請求に関し、不正があつたとき。

（給付費の支給）

第17条 市長は、支給決定障害者等が指定事業者から給付事業のサービスの提供を受けたときは、支給決定障害者等に対し、第4条第1項の給付費を支給するものとする。ただし、当該支給決定障害者等の委任により指定事業者が当該支給決定障害者等に代わって給付を受ける場合は、次条に規定する代理受領により給付費を支給できるものとする。

（給付費の代理受領）

第18条 指定事業者は、支給決定障害者等に第22条の移動支援、第29条の日中一時支援、第35条第1項の訪問入浴のサービスの提供を行ったときは、支給決定障害者等の委任により支給決定障害者等に支給される給付費について、当該支給決定障害者等に代わり、市長から支払を受けることができるものとする。

2 前項の規定による給付費の支払があったときは、支給決定障害者等に対し給付費の支給があったものとみなす。

(支給決定障害者等の負担金の受領)

第19条 指定事業者は、第22条の移動支援、第29条の日中一時支援、第35条第1項の訪問入浴のサービスを提供し、給付費の支払を受けるときは、支給決定障害者等から給付事業に係る利用者負担金として、第10条及び第11条の規定による額の支払を受けるものとする。

第2章 移動支援事業

(移動支援事業の目的)

第20条 移動支援事業（次条から第26条までにおいて「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

第21条 事業の対象者は、地域において移動支援を必要とする次の者とする。

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児）であって、同行援護（障害福祉サービス）の支給決定がされていない者
- (2) 身体障害者等級における体幹機能障害1・2級、下肢機能障害1級に該当する障害者（児）であって、重度訪問介護（障害福祉サービス）の支給決定がされていない者
- (3) 知的障害者（児）
- (4) 精神障害者（児）
- (5) その他、市長が特に必要と認めた者

(事業の内容)

第22条 事業として、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の移動支援のサービスの提供を行う。

(支援の範囲)

第23条 移動支援のサービスの範囲は、次（に掲げる移動）のとおりとし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、宿泊を伴う外出、社会通念上適当でない外出は、移動支援のサービスの対象外とする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出

(利用方法)

第24条 移動支援のサービスの支給決定障害者等は、指定する事業者と移動支援のサービスの支給量の範囲内において契約し、当該サービスの提供を受けるものとする。

(利用に係る費用の額)

第25条 指定事業所の移動支援のサービス提供に係る費用の額については、以下のとおりとする。

利用時間 (H) 移動支援	～0.5	～1.0	～1.5	～2.0	～2.5	2.5 超
身体介護を伴う	2,590 円	4,090 円	5,940 円	6,770 円	7,630 円	以後 30 分毎に 840 円増
身体介護を伴う (医療的ケア)	4,590 円	7,250 円	10,530 円	12,000 円	13,530 円	以後 30 分毎に 1,490 円増
身体介護を伴わない	1,060 円	1,990 円	2,780 円	3,490 円	以後 30 分毎に 700 円増	

(費用請求)

第26条 移動支援のサービスの提供を行った指定事業者が市長に給付費に係る費用を請求するときは、移動支援事業実績記録票（様式第18）を請求書（様式第19）及び明細書（様式第20）に添付して請求するものとする。

第3章 日中一時支援事業

(日中一時支援事業の目的)

第27条 日中一時支援事業（次条から第32条までにおいて「事業」という。）は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(対象者)

第28条 日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障害者等

(事業の内容)

第29条 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練等の日中一時支援のサービスの提供を行う。

(利用方法)

第30条 日中一時支援のサービスの支給決定障害者等は、指定事業者と日中一時支援のサービスの支給量の範囲内において契約し、当該サービスの提供を受けるものとする。

(利用に係る費用の額)

第31条 指定事業所の日中一時支援のサービス提供に係る費用の額については以下のとおりとする。

区 分	4時間以内	4時間を越え8時間以内	8時間を越える
基本日中一時支援	1,680円	3,370円	5,060円
基本日中一時支援 (身体介護加算)	690円	1,370円	2,060円
基本日中一時支援 (重心加算)	1,610円	3,220円	4,830円
基本日中一時支援 (医療的ケアⅠ型加算)	23,800円		
基本日中一時支援 (医療的ケアⅡ型加算)	18,700円		
基本日中一時支援 (医療的ケアⅢ型加算)	13,600円		
基本日中一時支援 (医療的ケアⅣ型加算)	8,500円		
基本日中一時支援 (医療的ケアⅤ型加算)	5,500円		

2 医療的ケア加算については、利用時間に関係なく、1日につき1回限り行うことができる。

(費用請求)

第32条 日中一時支援のサービスの提供を行った指定事業者が市長に給付費に係る費用を請求するときは、日中一時支援事業実績記録票(様式第21)を請求書(様式第19)及び明細書(様式第20)に添付して請求するものとする。

第4章 訪問入浴サービス事業

(訪問入浴サービス事業の目的)

第33条 訪問入浴サービス事業(次条から第38条までにおいて「事業」という。)は、家庭において介護力がなく入浴困難な重度障害者等に対し、在宅における入浴介護を行い入浴の機会を提供することにより、健康保持及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第34条 事業の対象者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(ア) 市内に居住する在宅の者

(イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた障害者等で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)別表第5号で定める肢体不自由に係る身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者

(ウ) 自力での入浴が困難で家庭での介護力もない者

(エ) 伝染性疾患を有しない者

(オ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条に基づく要介護認定において要介護者又は第32条に基づく要支援認定において要支援者と認められなかった者

(事業の内容)

第35条 家庭において介護力がなく入浴困難な重度障害者等の居宅を訪問し、障害者宅内において入浴サービスの提供を行う。

2 事業の利用の回数は、1名当たり週2回までとする。

(利用方法)

第36条 訪問入浴サービスの支給決定障害者等は、指定事業者と前条第2項に規定する回数の範囲内において契約し、当該サービスの提供を受けるものとする。

(利用に係る費用の額)

第37条 指定事業所の訪問入浴サービス提供に係る費用の額については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 全身浴 11,710円

(2) 部分浴及び清拭 9,480円

(費用請求)

第38条 訪問入浴サービスの提供を行った事業者が市長に当該事業に係る費用を請求するときは、訪問入浴サービス事業実績記録票(様式第22)を請求書(様式第19)及び明細書(様式第20)に添付して請求するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第39条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(負担上限月額の経過措置)

- 2 第10条第2項第1号から第3号までに規定する者（同項第1号に掲げる者にあつては、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯（障害者にあつては、その配偶者に限る。以下同じ。）に属する者について支給決定月の属する年度（支給決定月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の当該支給決定障害者等の属する世帯の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が280,000未満（障害者及びその配偶者については160,000円未満）であるものに限る。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、第8条第2項第1号中「37,200円」とあるのは「4,600円」（障害者については「9,300円」）と読み替えて適用する。

(施行前の準備)

- 3 第3条の規定による支給決定の変更の申請の手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第3条の規定による支給決定の変更の申請の手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第5条の規定による支給決定の変更の申請の手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による支給の申請の手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。

(豊橋市重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業実施要綱の廃止)

- 3 豊橋市重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業実施要綱は、廃止する。

(豊橋市重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 豊橋市重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業実施要綱に基づき事業を利用していた者は、この要綱に基づく事業を引き続き利用できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- (施行前の準備)
- 2 第5条の規定による支給決定の変更の申請の手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の豊橋市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の豊橋市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の豊橋市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の豊橋市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。